

第 5 0 号議案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年亀岡市条例第 2 5 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年亀岡市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

10 同部会長	年額 219,000円
11 同委員	年額 194,000円

」を

「

10 同委員	年額 194,000円
11 農地利用最適化推進委員	年額 194,000円

」に改め、

同表備考中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 同一年度内に各委員会において、特別職の職員の区分に異動が生じた場合は、異動が生じた日により、その区分の報酬の額を支給することとし、各委員会の同一区分の特別職の職員となったときは、その報酬の支給は、引き続き在職したものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、別表中、区分及び報酬の額の改正規定は、平成29年7月20日から適用する。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市農業委員会の委員等に関する条例により定められた農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の額を次のとおりとすること。

区分	報酬の額
農業委員会委員	年額 194,000円
農地利用最適化推進委員	年額 194,000円

- 2 特別職の職員の区分に異動が生じた場合の報酬の額の支給について、規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、報酬の額の改正規定については、平成29年7月20日から適用すること。